

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

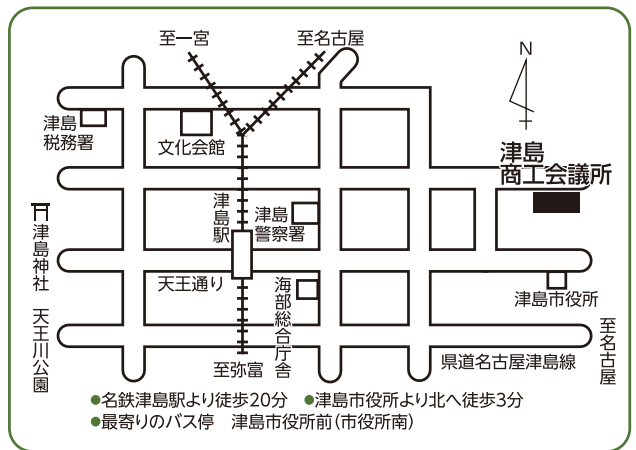


**津島税務署から  
確定申告のお知らせ**

●申告書は自分で書いてお早めに  
津島税務署では、所得税、個人  
事業者の消費税および贈与税等  
の確定申告会場を次のとおり開  
設します。

**とき** 2月16日(月)～3月16日  
(月)午前9時～午後5時  
※土日は開設していませんが、2  
月22日(日)、3月1日(日)に  
限り開設します。

ところ 津島商工会議所



※開設期間中、津島税務署では  
申告書の提出はできませんが、申  
告書の作成指導は行っています  
なのでご了承ください。

※申告書の作成には時間を要し  
ますので、午後4時までにお越  
しくださいますようお願いい  
します。

**申告・納付の期限**

- ・所得税および贈与税  
3月16日(月)
- ・個人事業者の消費税  
3月31日(火)

**申告書作成・問合せ先**

- ・国税庁ホームページ  
http://www.nta.go.jp

「確定申告書等作成コーナー」  
を利用すると、簡単に申告書を  
作成することができます。

●津島税務署  
☎0567(26)2161  
〒496-8720

津島市良王町二丁目31番地の1  
津島税務署

**役場での申告について**

2月16日(月)から役場でも臨  
時に受付を行います。会場は大変  
混み合いますので、速やかに申告  
ができるよう提出書類の確認等  
を事前に済ませて、「申告に必要  
なもの」を持参のうえお越し  
ください。

**とき** 2月16日(月)～3月16日  
(月)※土日を除く  
午前9時～午後5時※正午～  
午後1時を除く

※混雑状況により、午前中に来  
場されても午後からの相談に  
なる場合もありますのでご了  
承ください。

※申告書の作成には時間を要し  
ますので、午後4時までにお越  
しくださいますようお願いい  
します。

ます。

ところ 役場3階大会議室

**受付できる申告**

- ・町県民税申告
- ・確定申告のうち次の方の申告  
① 給与所得、年金収入などの雑  
所得、一時所得のある方の確定  
申告
- ② 事業(営業・農業等)、不動産所  
得、配当所得のある方の確定  
申告
- ③ 住宅借入金等特別控除

※②③については、内容によつて  
は受付できない場合があります。  
※町ホームページで住民税を試  
算できます。

**受付できない申告**

青色申告、分離譲渡所得(株  
式、土地などの売買に係る所  
得)のある方の確定申告、消費  
税、贈与税、相続税の申告は、税  
務署(申告期間中は津島商工会  
議所の申告会場)に提出してく  
ださい。

※完成している申告書を提出す  
る場合は、会場内の申告書受  
付箱をご利用ください。(投函  
された申告書は津島税務署が  
回収します)

## 申告に必要なもの

認印、筆記用具、計算機、平成26年中に支払った社会保険・生命保険・地震保険料などの支払金額の分かる控除証明書や領収書、障害者手帳、利用者識別番号通知書（平成25年分以前の所得税確定申告の際にe-TAXを利用された方（津島税務署、津島商工会議所または本町役場からパソコンを使用して提出された方）には封筒に入れてお渡ししてあります）など

## 個別に必要なもの

●給与、年金、報酬などの所得がある方  
源泉徴収票、支払調書など

## ●事業所得のある方

白色収支内訳書（売上、収入金額と必要経費の金額を集計し、事前に作成しておいてください）

## ●医療費控除を受ける方

平成26年中に支払った医療費の領収書およびそれを個人別に集計したものと、保険等で医療費が補てんされた方についてはその補てん額が分かるもの

※寝たきりの方のおむつ代について医療費控除を受ける場合は、原則として医師が発行したおむつ使用証明書が必要です。

## 問合せ先 役場 税務課

内線 175・176

## 住宅借入金等

## 特別控除申告をされる方へ

## 名古屋法務局

## 「かんたん証明書請求」のお知らせ

登記事項証明書の請求は、オンラインでの利用が便利でお得です。

自宅、事務所等のパソコンから午後9時まで請求でき、窓口での待ち時間も不要です。

料金も、窓口請求の場合は一通600円のところ、オンライン請求の場合は郵送料込みで一通500円、窓口受取なら一通480円とさらにお得になります。

利用方法は「かんたん証明書」で検索してください。

## 問合せ先 名古屋法務局 民事行政調査官室

☎(952)8170

HP <http://www.touki-kyoutaku-moj.go.jp>

# 下水道への接続はお早めに！

## ①の地域の方の受益者負担金の減免措置などは平成27年3月末までです

下水道が利用できるようになってから3年以内（平成27年3月末まで）に接続していただかないと、図の①の地域の方は、次の3つの早期下水道接続を奨励する制度が受けられなくなります。

②の地域の方は、下水道接続を奨励する制度が受けられますので、早期接続をお願いします。

### ・受益者負担金の20%減免

負担金額（土地の面積1㎡当たり270円）のうち、20%を減免します。

### ・浄化槽雨水貯留施設転用費補助金

下水道に接続することで不要となる浄化槽に、雨水をためて庭木の散水等に利用できるよう改造する工事を行う方に工事費の3分の2（上限額10万円）を補助します。

### ・水洗便所改造資金融資あっせん

下水道に接続する工事資金の融資あっせんと、融資に対する利子を補給します。（上限額60万円）

また、③の地域の方も接続可能ですので、接続をお願いします。

下水道への接続工事がお済みでない方は、至急、指定工事店を通じて工事をしてください。

今後も引き続き下水道整備を行い、下水道を利用できる区域を順次拡大していきます。

問合せ先 役場 都市整備課 内線140・157

